

## ○萩市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加齢による聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の装用等の促進をすることにより、社会参加や地域交流を支援し、認知症の予防や引きこもりの防止を図るため、補聴器の購入に要する費用に対して助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす 65 歳以上の者とする。

- (1) 萩市内に住所を有していること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定に基づく聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (3) 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器装用の必要性を認める者であること。
- (4) この要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、この要綱による助成金の交付を最後に受けた日から 5 年を経過しているときは、この限りでない。

### (助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補聴器販売店で購入する補聴器本体（電池、充電器及びイヤモールド（以下「付属品」という。）を含む。）の購入に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用は対象経費から除くものとする。

- (1) 診察料、検査料及び意見書作成料等の受診費用
- (2) 補聴器の修理、保守、電池交換及び付属品のみの購入に係る費用
- (3) 集音器の購入に係る費用
- (4) その他市長が不相当と認める経費

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、30,000 円を上限とする。この場合において、算出した助成金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (助成金の交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、萩市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書兼請求書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 支払領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により助成金の交付が適当であると認めるときは、助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1)この要綱に違反したとき。

(2)偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(3)その他市長が不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、必要に応じて市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の萩市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱の規定により助成金の交付決定を受けている者については、なお従前の例による。

3 令和8年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に購入した補聴器であって、改正後の萩市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第2条及び第3条の要件を満たすものについては、助成金交付の対象とみなす。



※両耳の聴力レベルが 40 dB以上の方が助成金の対象となります。

第 2 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

住 所

氏 名 様

萩市長

萩市高齢者補聴器購入費助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで提出があった萩市高齢者補聴器購入費助成金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので、萩市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 交付決定等

交付決定 交付金額 円

不交付 （理由： ）

2 備考

萩市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に記載いただいた振込先へ交付します。